

利用区分表①(利用できる方の区分[アルファベットの区分])

区分	利用できる方の条件など
A	【聴覚障害者の有無に関係なく、どなたでもご利用になれます。】
B	【利用できる方が限られています】
	<p>利用できる方</p> <p>①身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方。(児童の場合はその保護者でも可)</p> <p>②身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方で、日常生活で補聴器、又は、人工内耳を常用されている難聴、中途失聴の方。</p> <p>③聴覚障害者団体や聴覚障害者福祉施設、ろう学校や難聴学級など聴覚障害児等が通う学校や学級、聴覚障害者児等が入所又は利用している施設。</p> <hr/> <p>利用できない方</p> <p>聴覚に障害のない方(難聴であっても、日常生活において補聴器等を使用されていない方も含む)や一般の社会福祉施設や公共施設など。</p>
C	【利用できる方が限られています】
	<p>利用できる方</p> <p>①身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方。(児童の場合はその保護者でも可)</p> <p>②聴覚障害者団体や聴覚障害者福祉施設、ろう学校や難聴学級など聴覚障害児等が通う学校や学級、聴覚障害者児等が入所又は利用している施設。</p> <hr/> <p>利用できない方</p> <p>聴覚に障害のない方、身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方や一般の社会福祉施設や公共施設など。</p>
D	【利用できる方が限られています。】
	<p>利用できる方</p> <p>①身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方。(児童の場合はその保護者でも可)</p> <p>②身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方で、日常生活で補聴器や人工内耳などを常用されている難聴、中途失聴の方。</p> <hr/> <p>利用できない方</p> <p>聴覚に障害のない方、並びに、団体や施設、教育機関など。</p>
E	【利用できる方が限られています。】
	<p>利用できる方</p> <p>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方のみ。(児童の場合はその保護者でも可)</p> <hr/> <p>利用できない方</p> <p>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方、並びに、団体や施設、教育機関など。</p>

利用区分表②(利用できる方の詳細)

利用できる方	詳細
聴覚障害者・児	身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けている方（児童の場合はその保護者の方も含まれます）
難聴者・児、中途失聴者・児	身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていない方であって、日常生活において補聴器又は人工内耳を常用し、かつ、映像作品の視聴において聴覚障害者向け字幕を必要とされている方
聴者	聴覚障害者福祉に従事されている方や手話を学習されている方など
聴覚障害者団体・施設	聴力障害者・児団体、聴力言語障害者児施設、聴覚障害者情報提供施設
教育機関	聾学校、難聴学級、聴覚障害者等が通う学級など
その他施設	その他の社会福祉施設、公共施設